
高 圧 B 予 備 電 力

予備契約料金条件

2024 年 4 月 1 日 実 施



四国電力株式会社

高 圧 B 予 備 電 力

(予備契約料金条件)

目 次

本	則	
1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	適 用 範 囲	1
4	供給電気方式，供給電圧および周波数	1
5	契 約 電 力	1
6	料 金	2
7	そ の 他	2
附	則	3
別	表	4

本 則

1 適 用

この高圧B予備電力料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は、予備電力といたします。

3 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受け、動力（付帯電灯を含みます。）を使用し、常時供給分の契約電力が500キロワット以上、かつ、原則として2,000キロワット未満の需要で、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合で、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

(1) 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

(2) 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

5 契 約 電 力

契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情があつて常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は，予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，50キロワットを下回らないものといたします。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給条件〔高圧・特別高圧〕別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき、予備線については次の料金単価に当該一般送配電事業者等が託送供給等約款に定める高圧標準接続送電サービス（以下「高圧標準接続送電サービス」といいます。）の接続送電サービス契約電力1キロワット当たりの基本料金を加えたものの5パーセント、予備電源については10パーセントを適用するものとし、常時供給分の基本料金とあわせて算定いたします。

契約電力1キロワットにつき	1,222円57銭
---------------	-----------

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(3) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) 高圧標準接続送電サービスの基本料金の揭示

当社は、(1)の接続送電サービス契約電力1キロワット当たりの基本料金を電磁的方法等によってお知らせいたします。

7 そ の 他

- (1) お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- (2) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

附 則

(実 施 期 日)

この料金条件は、2024年4月1日から実施いたします。

別 表

(燃 料 費 調 整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0845$$

$$\beta = 0.0699$$

$$\gamma = 1.1962$$

なお、各平均燃料価格算定期間（(3)〔燃料費調整単価の適用〕の表に定める期間をいいます。）における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (80,300 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15銭4厘
-------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1 (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1 (2)によって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によってお知らせいたします。

